## 令和元年度第13回熊本県情報公開·個人情報保護審議会議事録

- 1 日 時 令和2年(2020年)3月25日(水)午後1時30分~午後3時30分
- 2 場 所 県庁行政棟本館13階 展望会議室
- 3 出席者 審議会委員

馬場会長 井寺委員 金澤委員 詫間委員 德永委員 孫特別委員 実施機関

市町村課 中村主幹 合志主幹 波多野主事

事務局

亀丸課長 富田審議員 松原課長補佐 髙島主任主事 赤星主事

## 4 審議内容

- (1)住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個 人情報ファイルの取扱いについての意見聴取
  - ア 実施機関が、資料1-5について説明を行った。 審議の概要は以下のとおり。

金融の似文は以下のこのか。	
馬場会長	サーバーが熊本県以外に設置しているということだが、管理しているのは誰か。
実施機関	地方公共団体情報システム機構が管理している。
孫委員	前回の審議会の意見を踏まえて、修正していただいたと思う。
馬場会長	金澤委員の意見を踏まえた修正箇所については特に問題ないか。
金澤委員	特に問題ない。
馬場会長	参考資料4の説明は前回と特に変わっていないように感じる。評価書の記載が
	これで良いのかを確認する審議であるが、今回の変更で「特定個人情報を含まな
	い」といった文言を記載すると、これまでは、特定個人情報を含む取扱いとして
	いたと誤解されるのではないか。しかし、実際の取扱いに変更はないことから、
	そこの点をどう考えるか。
実施機関	ご指摘のとおり、従来から特定個人情報を記載する取扱いとはしておらず、様
	式自体に変更はない。今回記載することで明確化を図ったということが変更の趣
	旨である。
馬場会長	様式にそのように書いてあったか否か、従来個人番号も含まれていたのか否か
	ということではなく、今回評価書にこういった記載をすることがどうなのかとい
	う疑問である。例えば、この記載が様式に関する説明であるなら良いが、本人確
	認情報の確認に関する事務ということで説明されているので、様式の説明だけで
	は十分でないように思う。審議会としては意見を聞かれているので、このままの
	記載だと「妥当ではない」という意見をつける。
德永委員	この記載だと、今まで可能であった手続きができなくなったように感じる。
実施機関	取扱い上は以前から変わらないが、このように記載することで、住民の方が見
	られた場合、これまでの手続きが変更されたように感じるというご指摘も一理あ

	<u>ති</u> ං
馬場会長	パスポートの申請についてだが、申請に必要な書類で、マイナンバーカードや
	運転免許証は本人であるか確認するため必要ということだが、今まで住民票を要
	求していたのも本人であるのかを確認するためなのか。マイナンバーカードや運
	転免許証以外に住民票を求めていたのか。
実施機関	そうである。
馬場会長	申請必要書類と記載しているもの以外に住民票を要求していたということなの
	か。
実施機関	そうである。
馬場会長	では、今回の説明を踏まえたうえで、審議会で検討させていただきたいと思う。
	結論としては、適当であるということでよろしいか。
各委員	(同意)
各委員による意見交換(実施機関退席後)	
馬場会長	内容は妥当であるが、意見を付記するという形でよろしいか。前回審議会の意
	見を聞いて、修正した点についても答申において付記するのか。
事務局	諮問書に対して意見を述べる形になっているため、今回修正があった分も含め
	て答申を作成することになる。
馬場会長	今回の審議会で修正している部分についても、改めて同じ意見を答申で付記す
	るということでよろしいか。また、評価書に「特定個人情報を含まない」と明記
	することで誤解を招くという点に関してはどうか。
德永委員	私もそのような明記の仕方では、誤解を招くように感じる。
馬場会長	このような明記は誤解を招くので、記載するべきではないということである。
	以上のような意見を付すということでよろしいか。
事務局	今の意見を踏まえて、事務局で答申案を作成し会長と調整し、答申を発出する
	ということでよろしいか。
各委員	(同意)

- イ 当該評価書(案)について、意見を付したうえで適当と判断された。
- ウ 具体的な意見については、会長と事務局で調整することになった。

## (6) 防犯カメラ・ドライブレコーダーの運用状況(報告)

ア 事務局が資料4及び5により報告を行った。

委員からの質疑の内容は以下のとおり。

德永委員	防犯カメラ等を設置するかどうかの判断はそれぞれの所属で判断しているの
	か。
実施機関	以前は個人情報保護制度審議会に諮問を行っていたが、同じような諮問・審議
	を繰り返し行っていたことから、平成28年度から解釈運用基準の37ページに
	ある類型に該当し、要件を満たしているということであれば、個別に審議会に諮
	問をする必要はなく、それに基づいて報告が上がっているということである。
	この資料を作成する際に担当レベルで話をしていたことだが、1年分の新規設
	置分をまとめて報告するより、新規設置がなされたら次の審議会で報告するとし
	たほうが良いのではないかという意見がでた。1年分をまとめて見るより、個別
	に見て頂いたほうが、意見を頂きやすくなると思う。来年度はそういった形で行
	っても良いか。

各委員 (同意)

イ 令和2年度から、新規の設置報告があった防犯カメラ及びドライブレコーダーは次の審議会 で報告することとなった。